

## 公立大学法人評価委員会の業務

## 1 各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価

- ・各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価（法 28 条 1 項、30 条 1 項）
- ・評価結果の法人への通知（法 28 条 3 項、30 条 3 項）
- ・（評価結果を踏まえた）法人に対する業務運営の改善その他の勧告（法 28 条 3 項、30 条 3 項）
- ・評価結果の通知事項・勧告内容の知事への報告及び公表（法 28 条 4 項、30 条 4 項）

## 2 知事による事前意見聴取に対する意見の提示

- ・業務方法書に対して知事が認可する際の意見（法 22 条 3 項）
- ・知事による中期目標の作成・変更の際の意見（法 25 条 3 項）
- ・中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見（法 26 条 3 項）
- ・中期目標期間の終了時に知事が法人の組織・業務の全般について検討する際の意見（法 31 条 2 項）
- ・知事による財務諸表の承認の際の意見（法 34 条 3 項）
- ・中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見（法 40 条 5 項）
- ・一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって知事が承認する際の意見（法 40 条 5 項）
- ・限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が認可する際の意見（法 41 条 4 項）
- ・短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見（法 41 条 4 項）
- ・重要な財産を処分するに当たって知事が認可する際の意見（法 44 条 2 項）

## 3 役員報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出（法 49 条 2 項、法 56 条 1 項）

（ ）は、地方独立行政法人法の条項